

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社トーヨーワーク(以下、会社という)と従業員代表とは、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で別紙「業務の種類」に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給(賞与を含む)、勤務地手当、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給(賞与を含む)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」(別添2)とし、「令和3年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)」(別添1)を用いる場合は別表1に理由を記載する。

(2) 通勤手当については、基本給(賞与を含む)とは分離し、第6条のとおりとする。

(3) 地域指数については、派遣先事業所所在地が三重県、京都府、大阪府の場合は、その府県内の複数の市町村になることから、通達別添3に定める三重、京都、大阪の指数を用いるものとする。
また、派遣先事業所所在地が奈良県の場合は、特定の限定された市町村になることからその市町村を管轄するハローワーク奈良、大和高田、桜井、下市、大和郡山の指数を使用するものとする。

第4条 対象従業員の基本給(賞与を含む)は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A: 20年

B: 10年

C: 0年

(3) 毎年改定される局長通達による「一般賃金」の額に基づき、本別表2の「基本給額」が前年度の「基本給額」より低額に改訂された場合でも、「一般賃金」の改定を理由とした個々の派遣労働者の基本給額を令和4年度の「基本給額」より減額した改訂は行わない。

2 会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、基本給と分離して法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、派遣社員通勤手当規定に基づき通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩又は自転車により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによる。)が片道2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(2) 退職時の勤続年数ごと(5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、37年)の支給月数:

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりする。ただし、派遣社員の退職手当制度を開始した令和2年3月31日以前の勤続年数の取扱いについては、0年とする。

(1)退職手当の受給に必要な最低勤続年数は、5年とする。

(第7条(1)の最低勤続年数3年に比して長い理由:正社員は派遣労働者と業務内容が異なり、且つ正社員は「責任の程度(権限の範囲、トラブル・緊急対応、役割り、職務の内容及び配置変更の範囲等)」が広い為に、最低勤続年数を3年としている。一方、派遣労働者には「責任の程度(権限の範囲、トラブル・緊急対応、役割り、職務の内容及び配置変更の範囲等)」を狭くしか担わせていないので、処遇における均衡を図るため、最低勤続年数を5年としている。)

(2)別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 評価については期初に個別目標を設定し、1年ごとに派遣先での評価を踏まえ個別面談を実施し、目標の達成度、仕事への取り組み姿勢などを確認することで行い、その評価の結果に基づき第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される社員就業規則第18条、第29条、第48条から第50条の規定と不合理な待遇差が生じることとならないものとして派遣従業員就業規則27条から29条、32条、41条、無期雇用派遣従業員就業規則27条から29条、32条、39条の規定を適用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア支援制度の体系」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

尚、本協定は、契約締結日にかかわらず、令和5年4月1日より遡及的に効力を有するものとする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和5年 11月30日

株式会社トーヨーワーク
代表取締役社長 豊原 章



株式会社トーヨーワーク
従業員代表 吉田 真由美



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1391 飲食物調理従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
		別添2の調理人見習では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,017 (-)	1,182	1,277	1,313	1,404	1,538	1,947
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,062	1,235	1,334	1,371	1,466	1,606	2,033
		大和高田計	101.6%	1,034	1,201	1,298	1,335	1,427	1,563	1,979
		桜井計	98.0%	997	1,159	1,252	1,287	1,376	1,508	1,909
		下市計	97.3%	990	1,151	1,243	1,278	1,367	1,497	1,895
		大和郡山計	100.6%	1,024	1,190	1,285	1,321	1,413	1,548	1,959

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 1391 飲食物調理従事者 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,033	○	2,033	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,606	○	1,606	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,062	○	1,062	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,979	○	1,979	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,563	○	1,563	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,034	○	1,034	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,909	○	1,909	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,508	○	1,508	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	997	○	997	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,895	○	1,895	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,497	○	1,497	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	990	○	990	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,959	○	1,959	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,548	○	1,548	10年
	C	調理士の行う食物の調理、調製に際して調理士の指示により補助的な仕事や調理材料の下拵えをし、冷蔵庫、調理場全体の清掃などが派遣先から指示された通りできる	1,024	○	1,024	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
1	別添1 に定める 1403 飲食物給仕従事者	別添2の接客・給仕の職業では派遣料 金が高くなり雇用を維持・確保できない 為	0年 1,027 (-)	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
				1,193	1,290	1,326	1,418	1,553	1,966	
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,073	1,246	1,347	1,385	1,481	1,622	2,053
		大和高田計	101.6%	1,044	1,213	1,311	1,348	1,441	1,578	1,998
		桜井計	98.0%	1,007	1,170	1,265	1,300	1,390	1,522	1,927
		下市計	97.3%	1,000	1,161	1,256	1,291	1,380	1,512	1,913
		大和郡山計	100.6%	1,034	1,201	1,298	1,334	1,427	1,563	1,978

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 1403 飲食物給仕従事者 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	2,053	○	2,053	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,622	○	1,622	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,073	○	1,073	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,998	○	1,998	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,578	○	1,578	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,044	○	1,044	0年
桜井計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,927	○	1,927	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,522	○	1,522	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,007	○	1,007	0年
下市計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,913	○	1,913	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,512	○	1,512	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,000	○	1,000	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、提供サービス向上の提案、人材の指導、シフト管理や経費の管理ができる	1,978	○	1,978	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,563	○	1,563	10年
	C	飲食店、レストラン、旅館、ホテル等において、派遣先から指示された通り客の接客、身のまわりの用務、食卓の用意、食事の給仕などのサービスができる	1,034	○	1,034	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
1	別添1 に定める 1493金属工作機械作業従事者	別添2の汎用金属工作機械工では派遣 料金が高くなり雇用を維持・確保できな い為		0年 993 (1,011)	1年 1,154	2年 1,247	3年 1,282	5年 1,371	10年 1,501	20年 1,901	
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,037	1,205	1,302	1,339	1,432	1,568	1,985	
		大和高田計	101.6%	1,009	1,173	1,267	1,303	1,393	1,526	1,932	
		桜井計	98.0%	974	1,131	1,223	1,257	1,344	1,471	1,863	
		下市計	97.3%	967	1,123	1,214	1,248	1,334	1,461	1,850	
		大和郡山計	100.6%	999	1,161	1,255	1,290	1,380	1,511	1,913	

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 1493金属工作機械作業従事者 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,985	○	1,985	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,568	○	1,568	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,037	○	1,037	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,932	○	1,932	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,526	○	1,526	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,009	○	1,009	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,863	○	1,863	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,471	○	1,471	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	974	○	974	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,850	○	1,850	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,461	○	1,461	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	967	○	967	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,913	○	1,913	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,511	○	1,511	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	999	○	999	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
1506木・紙製品製造従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1506木・紙製品製造従事者	その理由 別添2のバルブ・紙・紙製品製造工では 派遣料金が高くなり雇用を維持・確保で きない為		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				999 (1,040)	1,161	1,255	1,290	1,380	1,510	1,912
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,043	1,213	1,311	1,347	1,441	1,577	1,997
		大和高田計	101.6%	1,015	1,180	1,276	1,311	1,403	1,535	1,943
		桜井計	98.0%	980	1,138	1,230	1,265	1,353	1,480	1,874
		下市計	97.3%	973	1,130	1,222	1,256	1,343	1,470	1,861
		大和郡山計	100.6%	1,005	1,168	1,263	1,298	1,389	1,520	1,924

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 1506木・紙製品製造従事者 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,997	○	1,997	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,577	○	1,577	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,043	○	1,043	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,943	○	1,943	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,535	○	1,535	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,015	○	1,015	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,874	○	1,874	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,480	○	1,480	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	980	○	980	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,861	○	1,861	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,470	○	1,470	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	973	○	973	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,924	○	1,924	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,520	○	1,520	10年
	C	紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,005	○	1,005	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
1507印刷・製本従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
1	別添1 に定める 1507印刷・製本従事者	別添2の汎用金属工作機械工では派遣 料金が高くなり雇用を維持・確保できな い為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				957 (-)	1,112	1,202	1,235	1,322	1,447	1,832
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,000	1,161	1,255	1,290	1,381	1,511	1,913
		大和高田計	101.6%	973	1,130	1,222	1,255	1,344	1,471	1,862
		桜井計	98.0%	938	1,090	1,178	1,211	1,296	1,419	1,796
		下市計	97.3%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		大和郡山計	100.6%	963	1,119	1,210	1,243	1,330	1,456	1,843

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1507印刷・製本従事者）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,913	○	1,913	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,511	○	1,511	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	1,000	○	1,000	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,862	○	1,862	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,471	○	1,471	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	973	○	973	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,796	○	1,796	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,419	○	1,419	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	938	○	938	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,843	○	1,843	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,456	○	1,456	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに印刷・製本等の目視検査、外観検査、モニターチェック、製造、仕上げ作業ができる	963	○	963	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
1	別添1 に定める 1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者	別添2のプラスチック製品製造工では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,028 (-)	1,195	1,291	1,327	1,420	1,554	1,968
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,074	1,248	1,348	1,386	1,483	1,623	2,055
		大和高田計	101.6%	1,045	1,215	1,312	1,349	1,443	1,579	2,000
		桜井計	98.0%	1,008	1,172	1,266	1,301	1,392	1,523	1,929
		下市計	97.3%	1,001	1,163	1,257	1,292	1,382	1,513	1,915
		大和郡山計	100.6%	1,035	1,203	1,299	1,335	1,429	1,564	1,980

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,055	○	2,055	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,623	○	1,623	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,074	○	1,074	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,000	○	2,000	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,579	○	1,579	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,045	○	1,045	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,929	○	1,929	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,523	○	1,523	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,008	○	1,008	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,915	○	1,915	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,513	○	1,513	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,001	○	1,001	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,980	○	1,980	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,564	○	1,564	10年
	C	合成樹脂製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,035	○	1,035	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
1512電気機械器具組立従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1512電気機械器具組立従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
		別添2の電気機械組立工では派遣料金が 高くなり雇用を維持・確保できない為		964 (-)	1,120	1,211	1,245	1,331	1,458	1,845
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,007	1,170	1,265	1,300	1,390	1,523	1,927
		大和高田計	101.6%	980	1,138	1,231	1,265	1,353	1,482	1,875
		桜井計	98.0%	945	1,098	1,187	1,221	1,305	1,429	1,809
		下市計	97.3%	938	1,090	1,179	1,212	1,296	1,419	1,796
		大和郡山計	100.6%	970	1,127	1,219	1,253	1,339	1,467	1,857

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 1512電気機械器具組立従事者 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,927	○	1,927	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,523	○	1,523	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,007	○	1,007	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,875	○	1,875	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,482	○	1,482	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	980	○	980	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,809	○	1,809	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,429	○	1,429	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	945	○	945	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,796	○	1,796	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,419	○	1,419	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	938	○	938	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,857	○	1,857	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,467	○	1,467	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	970	○	970	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
1514その他の機械組立従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1に定める 1514その他の機械組立従事者	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
		別添2のその他の機械組立の職業では派遣料金が高くなり雇用を維持・確保できない為		1,023 (-)	1,189	1,285	1,321	1,413	1,547	1,958
2	地域調整	大阪	108.3%	1,108	1,288	1,392	1,431	1,531	1,676	2,121
		奈良計	104.4%	1,069	1,242	1,342	1,380	1,476	1,616	2,045
		大和高田計	101.6%	1,040	1,209	1,306	1,343	1,436	1,572	1,990
		桜井計	98.0%	1,003	1,166	1,260	1,295	1,385	1,517	1,919
		下市計	97.3%	996	1,157	1,251	1,286	1,375	1,506	1,906
		大和郡山計	100.6%	1,030	1,197	1,293	1,329	1,422	1,557	1,970

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1514その他の機械組立従事者)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,121	○	2,121	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,676	○	1,676	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,108	○	1,108	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,045	○	2,045	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,616	○	1,616	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,069	○	1,069	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,990	○	1,990	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,572	○	1,572	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,040	○	1,040	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,919	○	1,919	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,517	○	1,517	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,003	○	1,003	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,906	○	1,906	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,506	○	1,506	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	996	○	996	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,970	○	1,970	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,557	○	1,557	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに機械部品の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,030	○	1,030	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1561製品検査従事者(金属)

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1561製品検査従事者(金属)	その理由 別添2の電気機械組立工では派遣料金が 高くなり雇用を維持・確保できない為		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,026 (1,082)	1,192	1,289	1,325	1,417	1,551	1,964
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,072	1,245	1,346	1,384	1,480	1,620	2,051
		大和高田計	101.6%	1,043	1,212	1,310	1,347	1,440	1,576	1,996
		桜井計	98.0%	1,006	1,169	1,264	1,299	1,389	1,520	1,925
		下市計	97.3%	999	1,160	1,255	1,290	1,379	1,510	1,911
		大和郡山計	100.6%	1,033	1,200	1,297	1,333	1,426	1,561	1,976

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (1561製品検査従事者(金属))

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,051	○	2,051	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,620	○	1,620	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,072	○	1,072	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,996	○	1,996	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,576	○	1,576	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,043	○	1,043	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,925	○	1,925	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,520	○	1,520	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,006	○	1,006	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,911	○	1,911	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,510	○	1,510	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	999	○	999	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,976	○	1,976	20年
	B	Cランクに加え、在庫や集積の確認、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,561	○	1,561	10年
	C	手作業または専門道具または機械を使い、派遣先から指示された通りに通信機器等の目視検査、外観検査、モニターチェック、組立て、仕上げ作業ができる	1,033	○	1,033	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
1711ビル・建物清掃員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添1 に定める 1711ビル・建物清掃員	その理由 別添2のビル・建物清掃員では派遣料金が 高くなり雇用を維持・確保できない為		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				880 (925)	1,023	1,105	1,136	1,215	1,331	1,684
2	地域調整	奈良計	104.4%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		大和高田計	101.6%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		桜井計	98.0%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		下市計	97.3%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		大和郡山計	100.6%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1711ビル・建物清掃員）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	936	○	936	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	936	○	936	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、備品の管理や発注、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	派遣先から指示された通り、事業所内外の清掃、後片付などに従事することができる	936	○	936	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
1721包装従事者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添1に定める 1721包装従事者	別添2の製品包装作業員では派遣料金が 高くなり雇用を維持・確保できない為		1,027 (-)	1,193	1,290	1,326	1,418	1,553	1,966
2	地域調整	三重	98.9%	1,016	1,180	1,276	1,312	1,403	1,536	1,945
		奈良計	104.4%	1,073	1,246	1,347	1,385	1,481	1,622	2,053
		大和高田計	101.6%	1,044	1,213	1,311	1,348	1,441	1,578	1,998
		桜井計	98.0%	1,007	1,170	1,265	1,300	1,390	1,522	1,927
		下市計	97.3%	1,000	1,161	1,256	1,291	1,380	1,512	1,913
		大和郡山計	100.6%	1,034	1,201	1,298	1,334	1,427	1,563	1,978

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（1721包装従事者）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
三重	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,945	○	1,945	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,536	○	1,536	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,016	○	1,016	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,053	○	2,053	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,622	○	1,622	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,073	○	1,073	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,998	○	1,998	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,578	○	1,578	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,044	○	1,044	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,927	○	1,927	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,522	○	1,522	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,007	○	1,007	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,913	○	1,913	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,512	○	1,512	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,000	○	1,000	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,978	○	1,978	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,563	○	1,563	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,034	○	1,034	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 256電話対応事務員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年 1,133 (-)	1年 1,317	2年 1,423	3年 1,463	5年 1,565	10年 1,713	20年 2,169
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,183	1,375	1,486	1,528	1,634	1,789	2,265
		大和高田計	101.6%	1,152	1,339	1,446	1,487	1,591	1,741	2,204
		桜井計	98.0%	1,111	1,291	1,395	1,434	1,534	1,679	2,126
		下市計	97.3%	1,103	1,282	1,385	1,424	1,523	1,667	2,111
		大和郡山計	100.6%	1,140	1,325	1,432	1,472	1,575	1,724	2,183

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (256電話対応事務員)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,265	○	2,265	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ、人材の教育、責任者ができる	1,789	○	1,789	10年
	C	電話対応・クレーム処理・書類作成・データ入力などの業務が派遣先から指示された通りできる	1,183	○	1,183	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,204	○	2,204	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ、人材の教育、責任者ができる	1,741	○	1,741	10年
	C	電話対応・クレーム処理・書類作成・データ入力などの業務が派遣先から指示された通りできる	1,152	○	1,152	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,126	○	2,126	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ、人材の教育、責任者ができる	1,679	○	1,679	10年
	C	電話対応・クレーム処理・書類作成・データ入力などの業務が派遣先から指示された通りできる	1,111	○	1,111	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,111	○	2,111	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ、人材の教育、責任者ができる	1,667	○	1,667	10年
	C	電話対応・クレーム処理・書類作成・データ入力などの業務が派遣先から指示された通りできる	1,103	○	1,103	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,183	○	2,183	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ、人材の教育、責任者ができる	1,724	○	1,724	10年
	C	電話対応・クレーム処理・書類作成・データ入力などの業務が派遣先から指示された通りできる	1,140	○	1,140	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 257総合事務員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,033 (-)	1,200	1,297	1,334	1,427	1,562	1,977
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,079	1,253	1,355	1,393	1,490	1,631	2,064
		大和高田計	101.6%	1,050	1,220	1,318	1,356	1,450	1,587	2,009
		桜井計	98.0%	1,013	1,176	1,272	1,308	1,399	1,531	1,938
		下市計	97.3%	1,006	1,168	1,262	1,298	1,389	1,520	1,924
		大和郡山計	100.6%	1,040	1,208	1,305	1,343	1,436	1,572	1,989

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（257総合事務員）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,064	○	2,064	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,631	○	1,631	10年
	C	書類作成、ファイリング、データー入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,079	○	1,079	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,009	○	2,009	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,587	○	1,587	10年
	C	書類作成、ファイリング、データー入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,050	○	1,050	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,938	○	1,938	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,531	○	1,531	10年
	C	書類作成、ファイリング、データー入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,013	○	1,013	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,924	○	1,924	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,520	○	1,520	10年
	C	書類作成、ファイリング、データー入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,006	○	1,006	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,989	○	1,989	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,572	○	1,572	10年
	C	書類作成、ファイリング、データー入力、伝票処理・整理、ラベル発行、郵便物の発送・仕分け、備品の管理・発注、電話・メール対応、来客対応などの事務業務が派遣先から指示された通りできる	1,040	○	1,040	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 258医療・介護事務員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				988 (-)	1,148	1,241	1,276	1,364	1,494	1,891
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,032	1,199	1,296	1,333	1,425	1,560	1,975
		大和高田計	101.6%	1,004	1,167	1,261	1,297	1,386	1,518	1,922
		桜井計	98.0%	969	1,126	1,217	1,251	1,337	1,465	1,854
		下市計	97.3%	962	1,118	1,208	1,242	1,328	1,454	1,840
		大和郡山計	100.6%	994	1,155	1,249	1,284	1,373	1,503	1,903

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 258医療・介護事務員 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,975	○	1,975	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,560	○	1,560	10年
	C	受付窓口業務、電話応対、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,032	○	1,032	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,922	○	1,922	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,518	○	1,518	10年
	C	受付窓口業務、電話応対、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	1,004	○	1,004	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,854	○	1,854	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,465	○	1,465	10年
	C	受付窓口業務、電話応対、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	969	○	969	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,840	○	1,840	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,454	○	1,454	10年
	C	受付窓口業務、電話応対、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	962	○	962	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,903	○	1,903	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,503	○	1,503	10年
	C	受付窓口業務、電話応対、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	994	○	994	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
1	別添2 に定める 263経理事務員			0年 1,156 (-)	1年 1,343	2年 1,452	3年 1,492	5年 1,596	10年 1,748	20年 2,213
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,207	1,403	1,516	1,558	1,667	1,825	2,311
		大和高田計	101.6%	1,175	1,365	1,476	1,516	1,622	1,776	2,249
		桜井計	98.0%	1,133	1,317	1,423	1,463	1,565	1,714	2,169
		下市計	97.3%	1,125	1,307	1,413	1,452	1,553	1,701	2,154
		大和郡山計	100.6%	1,163	1,352	1,461	1,501	1,606	1,759	2,227

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（263経理事務員）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,311	○	2,311	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,825	○	1,825	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,207	○	1,207	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,249	○	2,249	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,776	○	1,776	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,175	○	1,175	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,169	○	2,169	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,714	○	1,714	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,133	○	1,133	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,154	○	2,154	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,701	○	1,701	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,125	○	1,125	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,227	○	2,227	20年
	B	Cランクに加え、税務申告、年次決算、連結決算、有価証券報告書などの開示資料作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,759	○	1,759	10年
	C	資料整理・ファイリング、データ入力仕分け計上、減価償却、給与計算、月次決算、伝票起算、請求書・領収書・納品書の発行などが派遣先から指示された通りできる	1,163	○	1,163	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関〇は基準値0年の最大値

1	比較対象の職種 別添2 に定める 271生産現場事務員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,146 (1,157)	1,332	1,439	1,479	1,583	1,733	2,193
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,197	1,391	1,503	1,545	1,653	1,810	2,290
		大和高田計	101.6%	1,165	1,354	1,463	1,503	1,609	1,761	2,229
		桜井計	98.0%	1,124	1,306	1,411	1,450	1,552	1,699	2,150
		下市計	97.3%	1,116	1,297	1,401	1,440	1,541	1,687	2,134
		大和郡山計	100.6%	1,153	1,340	1,448	1,488	1,593	1,744	2,207

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 271生産現場事務員 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,290	○	2,290	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,810	○	1,810	10年
	C	原材料の発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,197	○	1,197	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,229	○	2,229	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,761	○	1,761	10年
	C	原材料の発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,165	○	1,165	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,150	○	2,150	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,699	○	1,699	10年
	C	原材料の発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,124	○	1,124	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,134	○	2,134	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,687	○	1,687	10年
	C	原材料の発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,116	○	1,116	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,207	○	2,207	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,744	○	1,744	10年
	C	原材料の発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,153	○	1,153	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 312データ入力係員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,056 (-)	1,227	1,326	1,363	1,458	1,597	2,021
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,103	1,281	1,385	1,423	1,523	1,668	2,110
		大和高田計	101.6%	1,073	1,247	1,348	1,385	1,482	1,623	2,054
		桜井計	98.0%	1,035	1,203	1,300	1,336	1,429	1,566	1,981
		下市計	97.3%	1,028	1,194	1,291	1,327	1,419	1,554	1,967
		大和郡山計	100.6%	1,063	1,235	1,334	1,372	1,467	1,607	2,034

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 312データ入力係員 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,110	○	2,110	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,668	○	1,668	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,103	○	1,103	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,054	○	2,054	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,623	○	1,623	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,073	○	1,073	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,981	○	1,981	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,566	○	1,566	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,035	○	1,035	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	1,967	○	1,967	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,554	○	1,554	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,028	○	1,028	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や人材の指導・管理ができる	2,034	○	2,034	20年
	B	Cランクに加え、事務機器の調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	各種情報を事務機器に派遣先から指示された通り入力することができる	1,063	○	1,063	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 371看護助手	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				945 (一)	1,098	1,187	1,220	1,305	1,429	1,809
2	地域調整	奈良計	104.4%	987	1,147	1,240	1,274	1,363	1,492	1,889
		大和高田計	101.6%	961	1,116	1,206	1,240	1,326	1,452	1,838
		桜井計	98.0%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		下市計	97.3%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		大和郡山計	100.6%	951	1,105	1,195	1,228	1,313	1,438	1,820

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (371看護助手)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,889	○	1,889	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,492	○	1,492	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	987	○	987	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,838	○	1,838	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,452	○	1,452	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	961	○	961	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,820	○	1,820	20年
	B	Cランクに加え、帳簿管理や売上計上、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,438	○	1,438	10年
	C	受付窓口業務、電話対応、会計業務、入力業務、レシピの作成などが派遣先から指示された通りできる	951	○	951	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 501化学製品生産設備	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,095 (-)	1,272	1,375	1,414	1,512	1,656	2,096
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,144	1,328	1,436	1,477	1,579	1,729	2,189
		大和高田計	101.6%	1,113	1,293	1,397	1,437	1,537	1,683	2,130
		桜井計	98.0%	1,074	1,247	1,348	1,386	1,482	1,623	2,055
		下市計	97.3%	1,066	1,238	1,338	1,376	1,472	1,612	2,040
		大和郡山計	100.6%	1,102	1,280	1,384	1,423	1,522	1,666	2,109

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 501化学製品生産設備 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,189	○	2,189	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,729	○	1,729	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,144	○	1,144	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,130	○	2,130	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,683	○	1,683	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,113	○	1,113	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,055	○	2,055	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,623	○	1,623	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,074	○	1,074	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,040	○	2,040	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,612	○	1,612	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,066	○	1,066	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,109	○	2,109	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,666	○	1,666	10年
	C	材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作することができる。	1,102	○	1,102	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 536金属製品製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,087 (-)	1,263	1,365	1,403	1,501	1,644	2,081
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,135	1,319	1,426	1,465	1,568	1,717	2,173
		大和高田計	101.6%	1,105	1,284	1,387	1,426	1,526	1,671	2,115
		桜井計	98.0%	1,066	1,238	1,338	1,375	1,471	1,612	2,040
		下市計	97.3%	1,058	1,229	1,329	1,366	1,461	1,600	2,025
		大和郡山計	100.6%	1,094	1,271	1,374	1,412	1,511	1,654	2,094

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（536金属製品製造工）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,173	○	2,173	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,717	○	1,717	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,135	○	1,135	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,115	○	2,115	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,671	○	1,671	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,105	○	1,105	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,040	○	2,040	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,612	○	1,612	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,066	○	1,066	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,025	○	2,025	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,600	○	1,600	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,058	○	1,058	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,094	○	2,094	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,654	○	1,654	10年
	C	金属製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,094	○	1,094	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 541化学製品製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,076 (-)	1,250	1,351	1,389	1,486	1,627	2,059
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,124	1,305	1,411	1,451	1,552	1,699	2,150
		大和高田計	101.6%	1,094	1,270	1,373	1,412	1,510	1,654	2,092
		桜井計	98.0%	1,055	1,225	1,324	1,362	1,457	1,595	2,018
		下市計	97.3%	1,047	1,217	1,315	1,352	1,446	1,584	2,004
		大和郡山計	100.6%	1,083	1,258	1,360	1,398	1,495	1,637	2,072

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 541化学製品製造工 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,150	○	2,150	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,699	○	1,699	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社とといった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,124	○	1,124	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,092	○	2,092	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,654	○	1,654	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社とといった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,094	○	1,094	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,018	○	2,018	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,595	○	1,595	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社とといった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,055	○	1,055	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,004	○	2,004	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,584	○	1,584	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社とといった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,047	○	1,047	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,072	○	2,072	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,637	○	1,637	10年
	C	工場内規定を守り、化学製品の原材料の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社とといった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,083	○	1,083	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

業務の種類
542窯業・土石製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	別添2 に定める 542窯業・土石製品製造工			1,098 (-)	1,276	1,379	1,418	1,516	1,660	2,102
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,147	1,333	1,440	1,481	1,583	1,734	2,195
		大和高田計	101.6%	1,116	1,297	1,402	1,441	1,541	1,687	2,136
		桜井計	98.0%	1,077	1,251	1,352	1,390	1,486	1,627	2,060
		下市計	97.3%	1,069	1,242	1,342	1,380	1,476	1,616	2,046
		大和郡山計	100.6%	1,105	1,284	1,388	1,427	1,526	1,670	2,115

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (542窯業・土石製品製造工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,195	○	2,195	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,734	○	1,734	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,147	○	1,147	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,136	○	2,136	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,687	○	1,687	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,116	○	1,116	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,060	○	2,060	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,627	○	1,627	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,077	○	1,077	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,046	○	2,046	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,616	○	1,616	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,069	○	1,069	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,115	○	2,115	20年
	B	Cランクに加え現場への適切な指示、シフト作成、尚且つ人材の教育、責任者、クレーム処理ができる	1,670	○	1,670	10年
	C	工場内規定を守り、窯業・土石製品の製造ができる。発注・仕入れ、生産の進捗管理、在庫管理、販売部門や運送会社といった社内外の関係部署との調整業務、電話対応、各種データ入力、伝票処理などが派遣先から指示された通りできる	1,105	○	1,105	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
543精穀・製粉製造工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 543精穀・製粉製造工等	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,037 (-)	1,205	1,302	1,339	1,432	1,568	1,985
2	地域調整	京都	101.5%	1,053	1,224	1,322	1,360	1,454	1,592	2,015
		奈良計	104.4%	1,083	1,259	1,360	1,398	1,496	1,637	2,073
		大和高田計	101.6%	1,054	1,225	1,323	1,361	1,455	1,594	2,017
		桜井計	98.0%	1,017	1,181	1,276	1,313	1,404	1,537	1,946
		下市計	97.3%	1,010	1,173	1,267	1,303	1,394	1,526	1,932
		大和郡山計	100.6%	1,044	1,213	1,310	1,348	1,441	1,578	1,997

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 543精穀・製粉製造工等 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,015	○	2,015	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,592	○	1,592	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,053	○	1,053	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,073	○	2,073	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,637	○	1,637	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,083	○	1,083	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,017	○	2,017	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,594	○	1,594	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,054	○	1,054	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,946	○	1,946	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,537	○	1,537	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,017	○	1,017	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,932	○	1,932	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,526	○	1,526	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,010	○	1,010	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,997	○	1,997	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,578	○	1,578	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、精穀・製粉・調味食品等の製造ができる	1,044	○	1,044	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 544めん類製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,023 (-)	1,189	1,285	1,321	1,413	1,547	1,958
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,069	1,242	1,342	1,380	1,476	1,616	2,045
		大和高田計	101.6%	1,040	1,209	1,306	1,343	1,436	1,572	1,990
		桜井計	98.0%	1,003	1,166	1,260	1,295	1,385	1,517	1,919
		下市計	97.3%	996	1,157	1,251	1,286	1,375	1,506	1,906
		大和郡山計	100.6%	1,030	1,197	1,293	1,329	1,422	1,557	1,970

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（544めん類製造工）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,045	○	2,045	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,616	○	1,616	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,069	○	1,069	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,990	○	1,990	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,572	○	1,572	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,040	○	1,040	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,919	○	1,919	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,517	○	1,517	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,003	○	1,003	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,906	○	1,906	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,506	○	1,506	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	996	○	996	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,970	○	1,970	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,557	○	1,557	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、生麺、乾麺などのめん類の製造や目視検査ができる	1,030	○	1,030	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 545パン・菓子製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,056 (-)	1,227	1,326	1,363	1,458	1,597	2,021
2	地域調整	大阪	108.3%	1,144	1,329	1,437	1,477	1,580	1,730	2,189
		奈良計	104.4%	1,103	1,281	1,385	1,423	1,523	1,668	2,110
		大和高田計	101.6%	1,073	1,247	1,348	1,385	1,482	1,623	2,054
		桜井計	98.0%	1,035	1,203	1,300	1,336	1,429	1,566	1,981
		下市計	97.3%	1,028	1,194	1,291	1,327	1,419	1,554	1,967
		大和郡山計	100.6%	1,063	1,235	1,334	1,372	1,467	1,607	2,034

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（545パン・菓子製造工）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,189	○	2,189	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,730	○	1,730	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,144	○	1,144	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,110	○	2,110	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,668	○	1,668	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,103	○	1,103	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,054	○	2,054	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,623	○	1,623	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,073	○	1,073	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,981	○	1,981	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,566	○	1,566	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,035	○	1,035	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,967	○	1,967	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,554	○	1,554	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,028	○	1,028	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,034	○	2,034	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、パンや菓子(洋生菓子以外)などの製造工程において、パンやお菓子の原料の投入、目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い製造・検査ができる	1,063	○	1,063	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 548 乳・乳製品製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,009 (-)	1,172	1,267	1,303	1,393	1,526	1,931
2	地域調整	大阪	108.3%	1,093	1,270	1,373	1,412	1,509	1,653	2,092
		奈良計	104.4%	1,054	1,224	1,323	1,361	1,455	1,594	2,016
		大和高田計	101.6%	1,026	1,191	1,288	1,324	1,416	1,551	1,962
		桜井計	98.0%	989	1,149	1,242	1,277	1,366	1,496	1,893
		下市計	97.3%	982	1,141	1,233	1,268	1,356	1,485	1,879
		大和郡山計	100.6%	1,016	1,180	1,275	1,311	1,402	1,536	1,943

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 548 乳・乳製品製造工 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,092	○	2,092	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,653	○	1,653	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,093	○	1,093	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,016	○	2,016	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,594	○	1,594	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,054	○	1,054	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,962	○	1,962	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,551	○	1,551	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,026	○	1,026	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,893	○	1,893	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,496	○	1,496	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	989	○	989	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,879	○	1,879	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,485	○	1,485	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	982	○	982	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,943	○	1,943	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンス、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,536	○	1,536	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、乳や乳製品などの製造工程において目視検査、外観検査、モニターチェック、原料投入、箱詰め、ライン作業などの手作業または機械操作ができる	1,016	○	1,016	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 553保存食品製造工等	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,004 (-)	1,167	1,261	1,296	1,387	1,518	1,922
2	地域調整	京都	101.5%	1,020	1,185	1,280	1,316	1,408	1,541	1,951
		奈良計	104.4%	1,049	1,219	1,317	1,354	1,449	1,585	2,007
		大和高田計	101.6%	1,021	1,186	1,282	1,317	1,410	1,543	1,953
		桜井計	98.0%	984	1,144	1,236	1,271	1,360	1,488	1,884
		下市計	97.3%	977	1,136	1,227	1,262	1,350	1,478	1,871
		大和郡山計	100.6%	1,011	1,175	1,269	1,304	1,396	1,528	1,934

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 553保存食品製造工等 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,951	○	1,951	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,541	○	1,541	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,020	○	1,020	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,007	○	2,007	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,585	○	1,585	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,049	○	1,049	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,953	○	1,953	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,543	○	1,543	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,021	○	1,021	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,884	○	1,884	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,488	○	1,488	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	984	○	984	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,871	○	1,871	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,478	○	1,478	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	977	○	977	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,934	○	1,934	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,528	○	1,528	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、保存食品・冷凍加工食品等の製造ができる	1,011	○	1,011	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

業務の種類
557紡織工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 557紡織工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,004 (-)	1,167	1,261	1,296	1,387	1,518	1,922
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,049	1,219	1,317	1,354	1,449	1,585	2,007
		大和高田計	101.6%	1,021	1,186	1,282	1,317	1,410	1,543	1,953
		桜井計	98.0%	984	1,144	1,236	1,271	1,360	1,488	1,884
		下市計	97.3%	977	1,136	1,227	1,262	1,350	1,478	1,871
		大和郡山計	100.6%	1,011	1,175	1,269	1,304	1,396	1,528	1,934

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（557紡織工）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,007	○	2,007	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,585	○	1,585	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,049	○	1,049	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,953	○	1,953	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,543	○	1,543	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,021	○	1,021	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,884	○	1,884	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,488	○	1,488	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	984	○	984	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,871	○	1,871	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,478	○	1,478	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	977	○	977	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,934	○	1,934	20年
	B	Cランクに加え、紡織工の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,528	○	1,528	10年
	C	布又は糸を紡ぎ製織する工程での目視検査、外観検査、モニターチェック、編み機などの機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,011	○	1,011	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
558衣服・繊維製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 558衣服・繊維製品製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				908 (-)	1,055	1,140	1,172	1,254	1,373	1,738
2	地域調整	奈良計	104.4%	948	1,102	1,191	1,224	1,310	1,434	1,815
		大和高田計	101.6%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		桜井計	98.0%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		下市計	97.3%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		大和郡山計	100.6%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 558衣服・繊維製品製造工 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,815	○	1,815	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,434	○	1,434	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	948	○	948	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、衣服・繊維製品の分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	衣服・繊維製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作、値段やブランド名などのタグ付けを行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 561木製製品製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,046 (-)	1,215	1,314	1,350	1,445	1,582	2,002
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,093	1,269	1,372	1,410	1,509	1,652	2,091
		大和高田計	101.6%	1,063	1,235	1,336	1,372	1,469	1,608	2,035
		桜井計	98.0%	1,026	1,191	1,288	1,323	1,417	1,551	1,962
		下市計	97.3%	1,018	1,183	1,279	1,314	1,406	1,540	1,948
		大和郡山計	100.6%	1,053	1,223	1,322	1,359	1,454	1,592	2,015

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（561木製製品製造工）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,091	○	2,091	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる 尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,652	○	1,652	10年
	C	派遣先から指示された通りに木製製品の穴あけ、金具取付、プレス、組立、検品、梱包等の作業ができる	1,093	○	1,093	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,035	○	2,035	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる 尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,608	○	1,608	10年
	C	派遣先から指示された通りに木製製品の穴あけ、金具取付、プレス、組立、検品、梱包等の作業ができる	1,063	○	1,063	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,962	○	1,962	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる 尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,551	○	1,551	10年
	C	派遣先から指示された通りに木製製品の穴あけ、金具取付、プレス、組立、検品、梱包等の作業ができる	1,026	○	1,026	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,948	○	1,948	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる 尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,540	○	1,540	10年
	C	派遣先から指示された通りに木製製品の穴あけ、金具取付、プレス、組立、検品、梱包等の作業ができる	1,018	○	1,018	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,015	○	2,015	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる 尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,592	○	1,592	10年
	C	派遣先から指示された通りに木製製品の穴あけ、金具取付、プレス、組立、検品、梱包等の作業ができる	1,053	○	1,053	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
562パルプ・紙・紙製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
1	別添2 に定める 562パルプ・紙・紙製品製造工			0年 1,043 (-)	1年 1,212	2年 1,310	3年 1,347	5年 1,440	10年 1,577	20年 1,996
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,089	1,266	1,368	1,407	1,504	1,647	2,084
		大和高田計	101.6%	1,060	1,232	1,331	1,369	1,464	1,603	2,028
		桜井計	98.0%	1,023	1,188	1,284	1,321	1,412	1,546	1,957
		下市計	97.3%	1,015	1,180	1,275	1,311	1,402	1,535	1,943
		大和郡山計	100.6%	1,050	1,220	1,318	1,356	1,449	1,587	2,008

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 562パルプ・紙・紙製品製造工 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,084	○	2,084	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,647	○	1,647	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,089	○	1,089	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,028	○	2,028	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,603	○	1,603	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,060	○	1,060	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,957	○	1,957	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,546	○	1,546	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,023	○	1,023	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,943	○	1,943	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,535	○	1,535	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,015	○	1,015	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,008	○	2,008	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,587	○	1,587	10年
	C	パルプ・紙製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、ハンドリフト、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,050	○	1,050	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 564ゴム製品製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,056 (-)	1,227	1,326	1,363	1,458	1,597	2,021
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,103	1,281	1,385	1,423	1,523	1,668	2,110
		大和高田計	101.6%	1,073	1,247	1,348	1,385	1,482	1,623	2,054
		桜井計	98.0%	1,035	1,203	1,300	1,336	1,429	1,566	1,981
		下市計	97.3%	1,028	1,194	1,291	1,327	1,419	1,554	1,967
		大和郡山計	100.6%	1,063	1,235	1,334	1,372	1,467	1,607	2,034

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 564ゴム製品製造工 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,110	○	2,110	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,668	○	1,668	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,103	○	1,103	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,054	○	2,054	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,623	○	1,623	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,073	○	1,073	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,981	○	1,981	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,566	○	1,566	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,035	○	1,035	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,967	○	1,967	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,554	○	1,554	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,028	○	1,028	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,034	○	2,034	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,607	○	1,607	10年
	C	ゴム製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,063	○	1,063	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 565プラスチック製品製造工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,065 (-)	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,112	1,293	1,397	1,436	1,536	1,681	2,128
		大和高田計	101.6%	1,083	1,258	1,360	1,397	1,495	1,636	2,071
		桜井計	98.0%	1,044	1,214	1,312	1,348	1,442	1,578	1,998
		下市計	97.3%	1,037	1,205	1,302	1,338	1,432	1,567	1,983
		大和郡山計	100.6%	1,072	1,246	1,347	1,384	1,480	1,620	2,051

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 565プラスチック製品製造工 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,128	○	2,128	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,681	○	1,681	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,112	○	1,112	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,071	○	2,071	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,636	○	1,636	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,083	○	1,083	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,998	○	1,998	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,578	○	1,578	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,044	○	1,044	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,983	○	1,983	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,567	○	1,567	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,037	○	1,037	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,051	○	2,051	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,620	○	1,620	10年
	C	プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,072	○	1,072	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

業務の種類
569その他の製品製造等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 569その他の製品製造等	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,065 (-)	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,112	1,293	1,397	1,436	1,536	1,681	2,128
		大和高田計	101.6%	1,083	1,258	1,360	1,397	1,495	1,636	2,071
		桜井計	98.0%	1,044	1,214	1,312	1,348	1,442	1,578	1,998
		下市計	97.3%	1,037	1,205	1,302	1,338	1,432	1,567	1,983
		大和郡山計	100.6%	1,072	1,246	1,347	1,384	1,480	1,620	2,051

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 569その他の製品製造等 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,128	○	2,128	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,681	○	1,681	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,112	○	1,112	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,071	○	2,071	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,636	○	1,636	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,083	○	1,083	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,998	○	1,998	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,578	○	1,578	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,044	○	1,044	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,983	○	1,983	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,567	○	1,567	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,037	○	1,037	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,051	○	2,051	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,620	○	1,620	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、手作業または機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,072	○	1,072	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

業務の種類
571一般機械器具組立工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 571一般機械器具組立工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,131 (1,134)	1,314	1,421	1,460	1,562	1,710	2,165
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,181	1,372	1,484	1,525	1,631	1,786	2,261
		大和高田計	101.6%	1,150	1,336	1,444	1,484	1,587	1,738	2,200
		桜井計	98.0%	1,109	1,288	1,393	1,431	1,531	1,676	2,122
		下市計	97.3%	1,101	1,279	1,383	1,421	1,520	1,664	2,107
		大和郡山計	100.6%	1,138	1,322	1,430	1,469	1,572	1,721	2,178

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 571一般機械器具組立工 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,261	○	2,261	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,786	○	1,786	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,181	○	1,181	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,200	○	2,200	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,738	○	1,738	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,150	○	1,150	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,122	○	2,122	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,676	○	1,676	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,109	○	1,109	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,107	○	2,107	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,664	○	1,664	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,101	○	1,101	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,178	○	2,178	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,721	○	1,721	10年
	C	手作業または専門工具を使い、派遣先から指示された図面通りに一般機器具の組立、組付けができる	1,138	○	1,138	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

業務の種類
582東線工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

	比較対象の職種 別添2 に定める 582東線工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1				941	1,093	1,182	1,215	1,300	1,423	1,801
2	地域調整	奈良計	104.4%	983	1,142	1,235	1,269	1,358	1,486	1,881
		大和高田計	101.6%	957	1,111	1,201	1,235	1,321	1,446	1,830
		桜井計	98.0%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		下市計	97.3%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		大和郡山計	100.6%	947	1,100	1,190	1,223	1,308	1,432	1,812

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (582東線工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,881	○	1,881	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,486	○	1,486	10年
	C	派遣先から指示された通り、東線作業ができる	983	○	983	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,830	○	1,830	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,446	○	1,446	10年
	C	派遣先から指示された通り、東線作業ができる	957	○	957	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	派遣先から指示された通り、東線作業ができる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	派遣先から指示された通り、東線作業ができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,812	○	1,812	20年
	B	Cランクに加え、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,432	○	1,432	10年
	C	派遣先から指示された通り、東線作業ができる	947	○	947	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
611金属材料検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 611金属材料検査工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,049 (-)	1,219	1,318	1,354	1,449	1,586	2,008
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,096	1,273	1,376	1,414	1,513	1,656	2,097
		大和高田計	101.6%	1,066	1,239	1,340	1,376	1,473	1,612	2,041
		桜井計	98.0%	1,029	1,195	1,292	1,327	1,421	1,555	1,968
		下市計	97.3%	1,021	1,187	1,283	1,318	1,410	1,544	1,954
		大和郡山計	100.6%	1,056	1,227	1,326	1,363	1,458	1,596	2,021

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (611金属材料検査工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,097	○	2,097	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,656	○	1,656	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,096	○	1,096	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,041	○	2,041	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,612	○	1,612	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,066	○	1,066	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,968	○	1,968	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,555	○	1,555	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,029	○	1,029	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,954	○	1,954	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,544	○	1,544	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,021	○	1,021	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,021	○	2,021	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,596	○	1,596	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,056	○	1,056	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

業務の種類
622窯業製品検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 622窯業製品検査工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,125 (1,130)	1,307	1,413	1,452	1,554	1,701	2,153
2	地域調整	京都	101.5%	1,142	1,327	1,435	1,474	1,578	1,727	2,186
		奈良計	104.4%	1,175	1,365	1,476	1,516	1,623	1,776	2,248
		大和高田計	101.6%	1,143	1,328	1,436	1,476	1,579	1,729	2,188
		桜井計	98.0%	1,103	1,281	1,385	1,423	1,523	1,667	2,110
		下市計	97.3%	1,095	1,272	1,375	1,413	1,513	1,656	2,095
		大和郡山計	100.6%	1,132	1,315	1,422	1,461	1,564	1,712	2,166

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (622窯業製品検査工)

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,186	○	2,186	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,727	○	1,727	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,142	○	1,142	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,248	○	2,248	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,776	○	1,776	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,175	○	1,175	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,188	○	2,188	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,729	○	1,729	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,143	○	1,143	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,110	○	2,110	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,667	○	1,667	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,103	○	1,103	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,095	○	2,095	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,656	○	1,656	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,095	○	1,095	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,166	○	2,166	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,712	○	1,712	10年
	C	目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,132	○	1,132	0年

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 623食料品検査工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,057 (-)	1,228	1,328	1,365	1,460	1,598	2,023
2	地域調整	京都	101.5%	1,073	1,247	1,348	1,386	1,482	1,622	2,054
		奈良計	104.4%	1,104	1,283	1,387	1,426	1,525	1,669	2,113
		大和高田計	101.6%	1,074	1,248	1,350	1,387	1,484	1,624	2,056
		桜井計	98.0%	1,036	1,204	1,302	1,338	1,431	1,567	1,983
		下市計	97.3%	1,029	1,195	1,293	1,329	1,421	1,555	1,969
		大和郡山計	100.6%	1,064	1,236	1,336	1,374	1,469	1,608	2,036

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 623食料品検査工 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,054	○	2,054	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,622	○	1,622	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,073	○	1,073	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,113	○	2,113	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,669	○	1,669	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,104	○	1,104	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,056	○	2,056	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,624	○	1,624	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,074	○	1,074	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,983	○	1,983	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,567	○	1,567	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,036	○	1,036	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,969	○	1,969	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,555	○	1,555	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,029	○	1,029	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,036	○	2,036	20年
	B	Cランクに加え、機器の試運転、調整、メンテナンスができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,608	○	1,608	10年
	C	派遣先から指示された通りの衛生管理、工場内規定を守り、食肉加工品、水産物加工品、精穀、製粉、調味食品、パン、焼菓子等の検査ができる	1,064	○	1,064	0年

（備考）
1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

業務の種類
625紡織・衣服製品検査工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 625紡織・衣服製品検査工等	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年 928 (-)	1年 1,078	2年 1,166	3年 1,198	5年 1,282	10年 1,403	20年 1,776
2	地域調整	京都	101.5%	1,008	1,172	1,267	1,302	1,393	1,525	1,930
		大阪	108.3%	1,064	1,237	1,337	1,374	1,470	1,609	2,037
		奈良計	104.4%	969	1,126	1,218	1,251	1,339	1,465	1,855
		大和高田計	101.6%	943	1,096	1,185	1,218	1,303	1,426	1,805
		桜井計	98.0%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		下市計	97.3%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792
		大和郡山計	100.6%	936	1,088	1,176	1,209	1,293	1,416	1,792

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 625紡織・衣服製品検査工等 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≧	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,930	○	1,930	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,525	○	1,525	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,008	○	1,008	0年
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,037	○	2,037	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,609	○	1,609	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,064	○	1,064	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,855	○	1,855	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,465	○	1,465	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	969	○	969	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,805	○	1,805	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,426	○	1,426	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	943	○	943	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,792	○	1,792	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,416	○	1,416	10年
	C	布製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	936	○	936	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

業務の種類
628ゴム製品検査工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 628ゴム製品検査工等	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				987 (-)	1,147	1,240	1,274	1,363	1,492	1,889
2	地域調整	京都	101.5%	1,008	1,172	1,267	1,302	1,393	1,525	1,930
		奈良計	104.4%	1,031	1,198	1,295	1,331	1,423	1,558	1,973
		大和高田計	101.6%	1,003	1,166	1,260	1,295	1,385	1,516	1,920
		桜井計	98.0%	968	1,125	1,216	1,249	1,336	1,463	1,852
		下市計	97.3%	961	1,117	1,207	1,240	1,327	1,452	1,838
		大和郡山計	100.6%	993	1,154	1,248	1,282	1,372	1,501	1,901

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 628ゴム製品検査工等 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,930	○	1,930	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,525	○	1,525	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,008	○	1,008	0年
大阪	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,046	○	2,046	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,616	○	1,616	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,069	○	1,069	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,973	○	1,973	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,558	○	1,558	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,031	○	1,031	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,920	○	1,920	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,516	○	1,516	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	1,003	○	1,003	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,852	○	1,852	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,463	○	1,463	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	968	○	968	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,838	○	1,838	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,452	○	1,452	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	961	○	961	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	1,901	○	1,901	20年
	B	Cランクに加え、分析補助、測定器を使用した検査、検査機器・製造機器の設定操作ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,501	○	1,501	10年
	C	ゴム・プラスチック製品の目視検査、外観検査、モニターチェック、機械操作を行い派遣先から指示された通り製造・検査ができる	993	○	993	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

1	比較対象の職種 別添2 に定める 643製図工	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年 1,175 (-)	1年 1,365	2年 1,476	3年 1,517	5年 1,623	10年 1,777	20年 2,249
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,227	1,426	1,541	1,584	1,695	1,856	2,348
		大和高田計	101.6%	1,194	1,387	1,500	1,542	1,649	1,806	2,285
		桜井計	98.0%	1,152	1,338	1,447	1,487	1,591	1,742	2,205
		下市計	97.3%	1,144	1,329	1,437	1,477	1,580	1,730	2,189
		大和郡山計	100.6%	1,183	1,374	1,485	1,527	1,633	1,788	2,263

別表2 対象従業員の基本給(賞与を含む)の額 (643製図工)

奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,348	○	2,348	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,856	○	1,856	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,227	○	1,227	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,285	○	2,285	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,806	○	1,806	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,194	○	1,194	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,205	○	2,205	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,742	○	1,742	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,152	○	1,152	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,189	○	2,189	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,730	○	1,730	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,144	○	1,144	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案、人材の指導、工程管理ができる	2,263	○	2,263	20年
	B	Cランクに加え、CADを使用しての設計業務、人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,788	○	1,788	10年
	C	派遣先から指示された通りCADを使用しての製図ができる	1,183	○	1,183	0年

(備考)

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給(賞与を含む)及び各種手当(超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く)の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の(2)とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1 ()は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2に定める 684フォークリフト運転作業員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,135 (-)	1,319	1,426	1,465	1,567	1,716	2,172
2	地域調整	京都	101.5%	1,153	1,339	1,448	1,487	1,591	1,742	2,205
		奈良計	104.4%	1,185	1,378	1,489	1,530	1,636	1,792	2,268
		大和高田計	101.6%	1,154	1,341	1,449	1,489	1,593	1,744	2,207
		桜井計	98.0%	1,113	1,293	1,398	1,436	1,536	1,682	2,129
		下市計	97.3%	1,105	1,284	1,388	1,426	1,525	1,670	2,114
		大和郡山計	100.6%	1,142	1,327	1,435	1,474	1,577	1,727	2,186

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 684フォークリフト運転作業員 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
京都	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,205	○	2,205	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,742	○	1,742	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,153	○	1,153	0年
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,268	○	2,268	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,792	○	1,792	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,185	○	1,185	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,207	○	2,207	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,744	○	1,744	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,154	○	1,154	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,129	○	2,129	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,682	○	1,682	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,113	○	1,113	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,114	○	2,114	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,670	○	1,670	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,105	○	1,105	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,186	○	2,186	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,727	○	1,727	10年
	C	フォークリフトを使用して製品/商品を派遣先から指示された通り移動・積み込み・積み下ろしができる	1,142	○	1,142	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3%の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

業務の種類
753陸上荷役・運搬作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 753陸上荷役・運搬作業員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,174 (-)	1,364	1,475	1,516	1,621	1,775	2,247
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,226	1,425	1,540	1,583	1,693	1,854	2,346
		大和高田計	101.6%	1,193	1,386	1,499	1,541	1,647	1,804	2,283
		桜井計	98.0%	1,151	1,337	1,446	1,486	1,589	1,740	2,203
		下市計	97.3%	1,143	1,328	1,436	1,476	1,578	1,728	2,187
		大和郡山計	100.6%	1,182	1,373	1,484	1,526	1,631	1,786	2,261

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 753陸上荷役・運搬作業員 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,346	○	2,346	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,854	○	1,854	10年
	C	工場内での資材や原料、その他物資を派遣先から指示された通り、運搬ができる	1,226	○	1,226	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,283	○	2,283	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,804	○	1,804	10年
	C	工場内での資材や原料、その他物資を派遣先から指示された通り、運搬ができる	1,193	○	1,193	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,203	○	2,203	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,740	○	1,740	10年
	C	工場内での資材や原料、その他物資を派遣先から指示された通り、運搬ができる	1,151	○	1,151	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,187	○	2,187	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,728	○	1,728	10年
	C	工場内での資材や原料、その他物資を派遣先から指示された通り、運搬ができる	1,143	○	1,143	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,261	○	2,261	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,786	○	1,786	10年
	C	工場内での資材や原料、その他物資を派遣先から指示された通り、運搬ができる	1,182	○	1,182	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

業務の種類
755配達員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 755配達員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,159 (-)	1,347	1,456	1,496	1,601	1,752	2,218
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,210	1,407	1,521	1,562	1,672	1,830	2,316
		大和高田計	101.6%	1,178	1,369	1,480	1,520	1,627	1,781	2,254
		桜井計	98.0%	1,136	1,321	1,427	1,467	1,569	1,717	2,174
		下市計	97.3%	1,128	1,311	1,417	1,456	1,558	1,705	2,159
		大和郡山計	100.6%	1,166	1,356	1,465	1,505	1,611	1,763	2,232

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（755配達員）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,316	○	2,316	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,830	○	1,830	10年
	C	派遣先から指示された通り、商品を配達することができる	1,210	○	1,210	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,254	○	2,254	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,781	○	1,781	10年
	C	派遣先から指示された通り、商品を配達することができる	1,178	○	1,178	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,174	○	2,174	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,717	○	1,717	10年
	C	派遣先から指示された通り、商品を配達することができる	1,136	○	1,136	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,159	○	2,159	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,705	○	1,705	10年
	C	派遣先から指示された通り、商品を配達することができる	1,128	○	1,128	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,232	○	2,232	20年
	B	Cランクに加え人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,763	○	1,763	10年
	C	派遣先から指示された通り、商品を配達することができる	1,166	○	1,166	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

業務の種類
756荷造作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

	比較対象の職種	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
1	別添2 に定める 756荷造作業員			0年 1,053 (-)	1年 1,224	2年 1,323	3年 1,359	5年 1,454	10年 1,592	20年 2,015
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,100	1,278	1,382	1,419	1,518	1,663	2,104
		大和高田計	101.6%	1,070	1,244	1,345	1,381	1,478	1,618	2,048
		桜井計	98.0%	1,032	1,200	1,297	1,332	1,425	1,561	1,975
		下市計	97.3%	1,025	1,191	1,288	1,323	1,415	1,550	1,961
		大和郡山計	100.6%	1,060	1,232	1,331	1,368	1,463	1,602	2,028

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（756荷造作業員）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,104	○	2,104	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,663	○	1,663	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,100	○	1,100	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,048	○	2,048	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,618	○	1,618	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,070	○	1,070	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,975	○	1,975	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,561	○	1,561	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,032	○	1,032	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,961	○	1,961	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,550	○	1,550	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,025	○	1,025	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,028	○	2,028	20年
	B	Cランクに加え、梱包企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,602	○	1,602	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、包装/梱包/荷造りができる	1,060	○	1,060	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 771製品包装作業員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,001 (-)	1,163	1,257	1,292	1,382	1,514	1,916
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,046	1,215	1,313	1,349	1,443	1,581	2,001
		大和高田計	101.6%	1,018	1,182	1,278	1,313	1,405	1,539	1,947
		桜井計	98.0%	981	1,140	1,232	1,267	1,355	1,484	1,878
		下市計	97.3%	974	1,132	1,224	1,258	1,345	1,474	1,865
		大和郡山計	100.6%	1,008	1,170	1,265	1,300	1,391	1,524	1,928

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 771製品包装作業員 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,001	○	2,001	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,581	○	1,581	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,046	○	1,046	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,947	○	1,947	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,539	○	1,539	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,018	○	1,018	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,878	○	1,878	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,484	○	1,484	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	981	○	981	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,865	○	1,865	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,474	○	1,474	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	974	○	974	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,928	○	1,928	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,524	○	1,524	10年
	C	手作業または専門機器を使い、派遣先から指示された通り、製品包装ができる	1,008	○	1,008	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

業務の種類
779その他の包装の職業

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

比較対象の職種		その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
1	別添2 に定める 779その他の包装の職業			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				999 (-)	1,161	1,255	1,290	1,380	1,510	1,912
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,043	1,213	1,311	1,347	1,441	1,577	1,997
		大和高田計	101.6%	1,015	1,180	1,276	1,311	1,403	1,535	1,943
		桜井計	98.0%	980	1,138	1,230	1,265	1,353	1,480	1,874
		下市計	97.3%	973	1,130	1,222	1,256	1,343	1,470	1,861
		大和郡山計	100.6%	1,005	1,168	1,263	1,298	1,389	1,520	1,924

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（ 779その他の包装の職業 ）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,997	○	1,997	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,577	○	1,577	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	1,043	○	1,043	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,943	○	1,943	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,535	○	1,535	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	1,015	○	1,015	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,874	○	1,874	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,480	○	1,480	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	980	○	980	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,861	○	1,861	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,470	○	1,470	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	973	○	973	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	1,924	○	1,924	20年
	B	Cランクに加え、包装企画ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,520	○	1,520	10年
	C	派遣先から指示された通り、シールやラベルなどの貼り付け作業ができる	1,005	○	1,005	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。
- ※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算
- ※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
- ※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする
- ※4 別表1の1（ ）は基準値0年の最大値

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

1	比較対象の職種 別添2 に定める 781選別作業員	その理由		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
				0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
				1,102 (-)	1,281	1,384	1,423	1,522	1,666	2,109
2	地域調整	奈良計	104.4%	1,151	1,338	1,445	1,486	1,589	1,740	2,202
		大和高田計	101.6%	1,120	1,302	1,407	1,446	1,547	1,693	2,143
		桜井計	98.0%	1,080	1,256	1,357	1,395	1,492	1,633	2,067
		下市計	97.3%	1,073	1,247	1,347	1,385	1,481	1,622	2,053
		大和郡山計	100.6%	1,109	1,289	1,393	1,432	1,532	1,676	2,122

別表2 対象従業員の基本給（賞与を含む）の額（781選別作業員）

地域	等級	職務の内容	基本給額	≥	対応する一般的な労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
奈良計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,202	○	2,202	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,740	○	1,740	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,151	○	1,151	0年
大和高田計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,143	○	2,143	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,693	○	1,693	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,120	○	1,120	0年
桜井計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,067	○	2,067	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,633	○	1,633	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,080	○	1,080	0年
下市計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,053	○	2,053	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,622	○	1,622	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,073	○	1,073	0年
大和郡山計	A	Bランクに加え、作業改善や品質管理の提案人材の指導、工程管理ができる	2,122	○	2,122	20年
	B	Cランクに加え、在庫確認、集積の確認ができる、尚且つ人材の教育、ライン責任者、クレーム処理ができる	1,676	○	1,676	10年
	C	手作業または専門道具を使い、指示書通りに製品/商品のピックアップ、仕分けができる	1,109	○	1,109	0年

（備考）

1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、時給換算した額又は時給より比較するものとする。

※1 派遣労働者の基本給（賞与を含む）及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したもの又は時給を記載、職務に係る経験の蓄積、能力の向上があると認められた場合には、1～3％の範囲で能力手当を加算

※2 それぞれの等級の職務の内容に対応する年数は第4条の（2）とする、それに応じた別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

※3 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表1と別表2に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とする

※4 別表1の1（）は基準値0年の最大値

別添3 地域指数

三重	98.9%
京都	101.5%
大阪	108.3%
2901 奈良計	104.4%
2902 大和高田計	101.6%
2903 桜井計	98.0%
2904 下市計	97.3%
2905 大和郡山計	100.6%

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6

(資料出所) 「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値 (65.90%) として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.5	4.3	6.3	8.4	10.4	12.3
	会社都合退職	0.9	1.4	3.2	5.3	7.6	9.7	11.7	13.6

(資料出所) 「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高専短大卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値 (65.90%) として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.6	1.1	2.6	4.3	6.3	8.5	10.4	12.3	12.9
	会社都合退職	0.9	1.4	3.2	5.3	7.6	9.8	11.9	13.7	14.4

(資料出所) 「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値 (65.90%) として通達で定めたもの(少数点第二位を四捨五入)

別表4 対象従業員の退職手当の額

【大学卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満
支給率 (月数)	自己都合退職	0.0	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	12.5
	会社都合退職	0.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	13.6

【高専・短大卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 37年未満
支給率 (月数)	自己都合退職	0.0	1.1	2.5	4.3	6.3	8.4	10.4	12.3
	会社都合退職	0.0	1.4	3.2	5.3	7.6	9.7	11.7	13.6

【高校卒】

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 39年未満
支給率 (月数)	自己都合退職	0.0	1.1	2.6	4.3	6.3	8.5	10.4	12.9
	会社都合退職	0.0	1.4	3.2	5.3	7.6	9.8	11.9	14.4

VII

別表3 (再掲)

【大学卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6

【高専・短大卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.5	4.3	6.3	8.4	10.4	12.3
	会社都合退職	0.9	1.4	3.2	5.3	7.6	9.7	11.7	13.6

【高校卒】

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.6	1.1	2.6	4.3	6.3	8.5	10.4	12.3	12.9
	会社都合退職	0.9	1.4	3.2	5.3	7.6	9.8	11.9	13.7	14.4

(備考)

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は5年とし、退職時の勤続年数が5年未満の場合は支給しない。